

# 国際金融センターと金融犯罪対策

2021年7月5日

## 要旨

1. 「国際金融センター」への関心が高まっている。「ポストコロナの成長戦略」としての期待がひとつの理由だと考えられる。
2. 国際金融センターは犯罪資金の流入を招く。「木を隠すなら森の中」だからである。  
  
このため、効果的・効率的な金融犯罪対策が、国際金融センターの必要条件のひとつとなる。マネロン・テロ資金供与・大量破壊兵器拡散金融を阻止し、犯罪組織の不正な資金源を絶つことは、大きな課題である。
3. ロンドン・アムステルダムなどの世界の国際金融センターでは、金融犯罪対策のデジタル化を加速させる例がみられる。
4. 他国の先進事例を学びつつ、国際金融センターの必要条件のひとつである効果的・効率的な金融犯罪対策をデジタル化によって実現すべきであろう。

## 目次

1. 注目を集める「国際金融センター」
2. 「国際金融センター」には金融犯罪対策が必要
3. 他国の先進事例
4. 今後の対応

## 1. 注目を集める「国際金融センター」

「国際金融センター」について、次の3点を指摘したい。

- ① 国内で主要政策課題のひとつに浮上してきている。
  - ―― 昨年6月、自由民主党の政務調査会は、「[ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略](#)」において「金融都市TOKYO」を提言した。
  - ―― また、「[骨太方針2021](#)」（正式名称は「[経済財政運営と改革の基本方針 2021](#)」、[6月18日閣議決定](#)）は、「国際金融センター」の語を数カ所で明示<sup>(注1)</sup>した<sup>(注2)</sup>。



金融アドバイザー部  
ディレクター  
水口 毅

日本銀行で総務局（現企画局）、ロンドン事務所、総裁秘書、業務局、那覇支店長、金融広報中央委員会事務局次長、広島支店長等を歴任した後に退職。米系大手保険会社の役員を経て、2016年から有限責任 あずさ監査法人金融アドバイザー部ディレクター。現在はRegTech等を担当。

日銀在職中は、日銀ネットの規程策定・運行管理、[1992年ロンドンIRA爆破テロ](#)（The New York Timesウェブサイト）被災時の三和銀行・大和銀行業務継続支援、「[国庫金事務の電子化](#)」（日本銀行ウェブサイト）プロジェクトの統括、中央銀行業務のBCP企画（首都直下・南海トラフ地震・鳥インフルパンデミック想定）、[2009年新型インフルエンザ](#)（国立感染症研究所感染症情報センターウェブサイト）の現場対応（那覇支店）等の経験をもつ。

(注1) 「骨太方針2021」の主要政策は、①グリーン、②デジタル、③地方創生、④少子化対策の4つである（「4つの原動力」）。

この中で、「国際金融センター」については、まず、上記①グリーンの中で言及があったあと、「4つの原動力を支える基盤づくり」の課題のひとつである「成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生」の中でも改めて言及された。

「骨太方針2021」中に「国際金融センター」が登場する箇所の記述を示すと、次の通りである（赤色は筆者が付加）。

3,000兆円ともいわれる世界の環境投資資金を我が国に呼び込み、グリーン、トランジション、イノベーションに向かう資金の流れを作る。このため、TCFD等に基づく開示の質と量の充実、グリーンボンド等の取引が活発に行われる**グリーン国際金融センター**の実現、一足飛びでは脱炭素化が難しい産業向けのトランジション・ファイナンスの推進等に取り組む。（「骨太方針2021」9頁）

**（国際金融センターの実現）**

世界に開かれた**国際金融センター**実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。（同27-28頁）

(注2) このほか、関連する動きとして次を挙げることができる。

- ・ [金融庁](#)が、3月に「[国際金融センター 特設ページ](#)」を開設。
- ・ 東京都は、その「[国際金融都市・東京](#)」構想の[今年秋の改訂](#)に向けて、精力的に議論を継続中。
- ・ [大阪府・市](#)・経済団体などが作る「国際金融都市OSAKA推進委員会」が、[6月初にアドバイザー委嘱を公表](#)。
- ・ [福岡市](#)では、産官学組織「Team Fukuoka」が[2月と4月](#)に国内外の金融会社の福岡市への誘致を公表。

② 英国のEU離脱に伴い、欧州の金融センターの地位を巡って、ロンドンと他の諸都市との競争が本格化している。

③ 中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法（いわゆる国安法）の可決を機に、東アジアの金融センターの地位を巡る競争の激化が意識されている。

①で指摘されている「ポストコロナの成長戦略」としての「金融都市」は、日本に限らず、世界の各地で意識されているように思われる。

―― 東京、大阪、福岡市の今後の「国際金融センター」としての発展については、特定の金融取引が集積する「機能型金融都市」を目指す方向性も検討されている。上記「骨太方針 2021」の「グリーン国際金融センター」は、そうした方向性と親和性が高い考え方である。

「機能型金融都市」については、例えば[日本総研「世界の金融都市の類型と日本への示唆」](#)（3月18日）が詳しい。

なお、「国際金融センター」のランキングとしては、[Z/Yenグループの“The Global Financial Centres Index”](#)（[国際金融センター指数](#)）が取り上げられることが多い。

―― 本年3月に公表されたこの「指数」の順位は、次の通りだった。

- ①NY、②ロンドン、③上海、④香港、⑤シンガポール、⑥北京、⑦東京、⑧深圳、⑨フランクフルト、⑩チューリッヒ。

―― この他、[Xinhua・Dow Jonesが2014年に公表した“International Financial Centers Development Index”](#)は、Top 10 cities in financial marketとして、次を挙げている。

①NY、②ロンドン、③東京、④シンガポール、⑤香港、⑤上海（同得点5位）⑦パリ、⑧フランクフルト、⑨北京、⑩シカゴ。

## 2. 「国際金融センター」には金融犯罪対策が必要

### (1) 「国際金融センター」には犯罪資金が流入する

- ① 17世紀のアムステルダム、18世紀のロンドン、20世紀後半以降のニューヨークの歴史を振り返れば、国際金融センターが多くの豊かさをもたらすことは明らかである。

また、これらの国際金融センターは、大量の犯罪資金の隠し場所とされることが多かった。

- ② かつては「タックスヘイブン」とよばれる「オフショア金融センター」が注目された時期もあったが、近年はFATFやOECD等の活動によって、それらの活動は縮小している。

―― かつて、IMF等は、「金融センター」を次の3つのカテゴリーに分けて語ることが多かった（例えば[Offshore Financial Centers, IMF Background Paper \(2000年6月\)](#)）。もちろん、これらのカテゴリー間の線引きは明確ではなく、2つのカテゴリーの特徴を持つ都市も多い）。

- ・カテゴリー1 グローバルな金融センター：ロンドン、ニューヨーク、東京等。その都市や国に強い経済的な基盤があり、その上で世界の中で相対的にとても活発な金融取引が行われる都市。
- ・カテゴリー2 地域的な金融センター：上記IMFペーパーは、香港、シンガポールをこの分類に入れている。フランクフルト、パリ、上海、深圳、シドニーなどもここに含まれるだろう。
- ・カテゴリー3 オフショア金融センター：ケイマン諸島、ジャージー島など。当該「都市」自体の地域的な広がりや経済規模は小さいものの、税制の優遇や緩い規制等を梃子に活発なオフショア金融取引を呼び込む都市。

このうちカテゴリー3は、かつては、いわば「清濁併せ呑む」形で発展を遂げた先も多くみられた。

しかし、2015-16年頃の「パナマ文書」公開や、FATFやOECD等の活動の活発化を受け、カテゴリー3の都市の活動は縮小を余儀なくされている。

- ③ どの金融都市でも、金融規制に抜け道があるとみられると、犯罪組織に狙われやすくなり、金融機関が司法当局から巨額の制裁金を課される結果に陥るケースが数多くみられる。

## (2) FATF対日審査

- ① 今年の8月頃には「FATF対日審査結果の報告書の公表」が見込まれており、関係者の関心が高まっている。
  - ―― FATFはマネロン阻止等を目的とする多国間の枠組みである。1989年のG7サミットに始まる30年余の歴史をもち、現在はマネロン・テロ資金供与・大量破壊兵器拡散金融の阻止を目的とする。FATFはその「勧告」で、「銀行等の顧客の本人確認義務等に実効的なルールを策定すること」を加盟各国政府に求めている。また、その「勧告」の遵守や実効性の状況を確認するために、「相互審査」を展開している。
  - ―― 直近の対日審査は銀行等への実地調査が2019年中に行われたが、その後、コロナ禍で関連作業が遅延した。本年6月下旬のFATF総会（オンライン会合）で対日審査結果が採択された後、8月頃以降に「報告書」が公表される予定となっている（本稿を書いている6月末時点では、対日審査の結果は明らかになっていない）。
- ② 今回の対日審査の結果公表に先駆けて、金融庁は以下のとおり、矢継ぎ早の対策を繰り出している。
  - ・ 2月19日 [マネロンガイドラインの改訂版を公表](#)。
  - ・ 3月26日 [ガイドラインについて「よくあるご質問 \(FAQ\)」を公表](#)。
  - ・ 5月31日 [文書「態勢整備の期限設定について」を公表](#)。  
これにより、ガイドライン中の「対応が求められる事項」を2024年3月末までに満たすように求めた。
- ③ 「骨太方針2021」は、次の通り記している（赤色は筆者が付加）。

良好な治安確保のため、関係府省庁間で必要に応じ連携し、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策等を着実に進めるとともに、金融業界の検査・監督体制等の強化や共同システムの実用化の検討・実施を含め、**マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組む**。  
 （「骨太方針2021」29頁）

- ―― 法令遵守のコストは増大している。[6月9日にLexis Nexisが公表した調査](#)によると、世界の金融機関の法令遵守のコストは2020年:1,809億ドル→2021年:2,139億ドル(+18%)と2割近い増加が予測されている。

## 3. 他国の先進事例

### (1) 英国（ロンドン）

- ① 英国は、FATF相互審査で高い評価を得ている。
  - ―― 英国に対するFATFの相互審査結果報告書は2018年12月7日に公表された。これをみると、これまでFATFの第4次相互審査を受けて結果が報告書として公表された国々の中で最も良い評価と言われている（注）。

（注）第4次相互審査での評価結果によって、各国は「通常フォローアップ対象国」、「重点フォローアップ対象国」、「監視対象国」のいずれかに分類される。これま

での実績をみると、先進国の大半は「重点フォローアップ対象国」に位置付けられ、「通常フォローアップ対象国」とされた国は相対的に少ない。

その「通常フォローアップ対象国」の中でも、英国が相互審査で受けた評価は相対的に良い結果となっていて、ジョン・グレン英財務省経済担当政務官は上記報告書公表後の英国議会への報告の中で、「今回のFATFの報告書は、これまでにFATFやFATF型地域体を実施してきた60余の国々の中で英国のAML/CFTを最強と判定した」とした。

- ② ロンドン・シティは、RegTechと呼ばれる金融規制関連のテクノロジーを活用して、国際金融センターとしての生き残りを目指している。

―― ロンドン・シティは、4月16日に「2021:A Critical Year for RegTech」と題する調査報告書（全78頁）を公表した<sup>(注)</sup>。

(注) <https://www.theglobalcity.uk/PositiveWebsite/media/Research-reports/2021-A-Critical-Year-for-RegTech-final.pdf>。

KPMGジャパンは著作権者の許可を得て、その一部の邦訳を公表している。  
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/05/a-critical-year-for-regtech-202105.html>

- ―― この報告書は、金融規制にかかる官民関係者によるRegTechの積極的な導入が、規制目的を「効果的・効率的に」実現するとし、官民の関係者に努力を強く促す内容となっている。
- ―― Brexitとコロナ禍という「ダブルパンチ」を受けた国際金融センターシティが、生き残りのために先進技術の積極活用を訴えたもので、注目すべき報告書である。

## (2) オランダ（アムステルダム）

Brexitを契機に、欧州の諸都市は、今後の欧州における金融センターとしての自らの地位向上に向けたさまざまな取組みを展開するとともに、金融犯罪対策へのテクノロジーの利用を積極化させている。

そのひとつが、オランダ（アムステルダム）における複数銀行共同での取引モニタリングの実施である。

- ―― これは、オランダの主要銀行5行<sup>(注)</sup>が、自行の取引データを持ち寄ってひとつの取引モニタリングシステム（TMS）にかけるものであり、Transaction Monitoring Netherlands（TMNL）と呼ばれている。複数銀行を舞台に犯罪収益の隠匿を図る犯罪者を特定し、「疑わしい取引の届出」の実効性を高めることが目的である。

(注) ①ABN Amro、②ING、③Rabobank、④Triodos Bank、⑤Volksbank。

- ―― [オランダ銀行協会（NVB）が2020年7月にTMNLのスタートを宣言した](#)<sup>(注1)</sup>、その文書の中で、オランダにおける麻薬取引関連の犯罪収益が大きいことを指摘し、マネロン等との闘いが同国銀行界の最優先課題だと記している。

- ―― 同国の関係当局（財務省、法務・安全保障省、中銀等）も、本件に関与しており、「民-民」間の情報共有を可能とするための法改正が進められている。

### (3) シンガポール

東アジアでは、「国安法」可決などの動きがある香港を注視しつつ、シンガポールが着実にデジタル化政策を推進している。

最近では、[MAS（シンガポール通貨管理庁）が「包摂的なデジタル経済の実現に向けたデジタルインフラ」と題する報告書を公表した](#)（4月26日）。この報告書は、ブルネイ・カンボジア・ガーナ・ケニアの4カ国におけるデジタルIDの活用状況等も「ケーススタディ」として取り上げている。

### (4) オーストラリア（シドニー）

豪州政府は、鉱物資源依存経済からの脱却を目指して、[2015年11月に「全国イノベーション・科学アジェンダ」を公表](#)し、イノベーションや起業家の育成を推進してきた。

その後、豪州の議会上院は、2019年に「FinTech・RegTech特別委員会」を設置し、同国の金融部門における新しい技術の活用の現状と今後の課題等について、今後の政策提言を目指して活動を続けてきた。

この委員会は、今年の春に、委員会の名称を「[技術と国際金融センターに関する特別委員会](#)」と改めるとともに、委員会としての最終報告書の提出期限を今年の10月末とした。同委員会は、金融規制関係へのテクノロジーの活用と国際金融センターとしての競争力について焦点を当てている<sup>(注)</sup>。

(注)「豪州議会上院における技術と国際金融センターに関する特別委員会」2021.6.4 を参照。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/06/australian-senate-select-committee-202105.html>

## 4. 今後の対応

我が国としては、他国の先進事例を学びつつ、国際金融センターの必要条件のひとつである効果的・効率的な金融犯罪対策をデジタル化によって実現するための取組みを加速させるべきであると考えます。

以上

### 編集・発行

#### 有限責任 あずさ監査法人

[home.kpmg/jp/regtech](https://home.kpmg/jp/regtech)

[regtech@jp.kpmg.com](mailto:regtech@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.